

小山中島地区自主防災マニュアル



令和6年12月

小山中島自治会

目 次

本文

1	計画の対象		
	(1) 対象地区の範囲	1
	(2) 地区の特性		
2	基本的な考え方		
	(1) 活動目的	2
	(2) 基本方針		
	(3) 当地区の想定される災害の規模		
3	小山中島自主防災組織		
	(1) 組織図	3
	(2) 各班の役割	4
	(3) 地震発生時の時系列での各班の行動	5
	(4) 役員・災害時に必要な施設	6
4	災害発生時の行動	7
	(1) 地震発生時の行動		
	(2) 風水害時の行動	8
	(3) 三島市災害対策本部及び避難所運営本部との連携	10
5	小山中島災害対策本部の設置	11
	(1) 概 要		
6	避難情報の種類	12
7	平常時の取組み	13
	(1) 平常時の市民行動計画の周知		
	(2) 世帯台帳の作成		
	(3) 町内の有効な人材の活用	14
	(4) 防災訓練等		
	(5) 各家庭に対する啓発	15
	(6) 防災資機材・備蓄食料		
8	計画の見直し及び運用	16
	(1) 基本の方針		
	(2) 毎年実施する事項		
	(3) 定期的に実施する事項		
	(4) 今後の重点取り組み事項		

様式編

- 様式 1 防災倉庫備品台帳
- 様式 2 消火器台帳
- 様式 3 緊急時世帯別安否確認名簿

資料編

- 資料 1 三島市洪水ハザードマップ（大場川）
- 資料 2 土砂災害ハザードマップ
- 資料 3 揺れやすさ・防災マップ
- 資料 4 地域の危険度マップ（建物の全壊率）
- 資料 5 液状化危険度マップ
- 資料 6 警戒レベルととるべき構造
- 資料 7 状況に応じた避難行動

改訂の経緯

- ・令和6年12月策定

1 計画の対象

(1) 対象地区の範囲

本計画は、小山中島地区（以下のとおり）を対象地区とする。

(2) 地区の特性

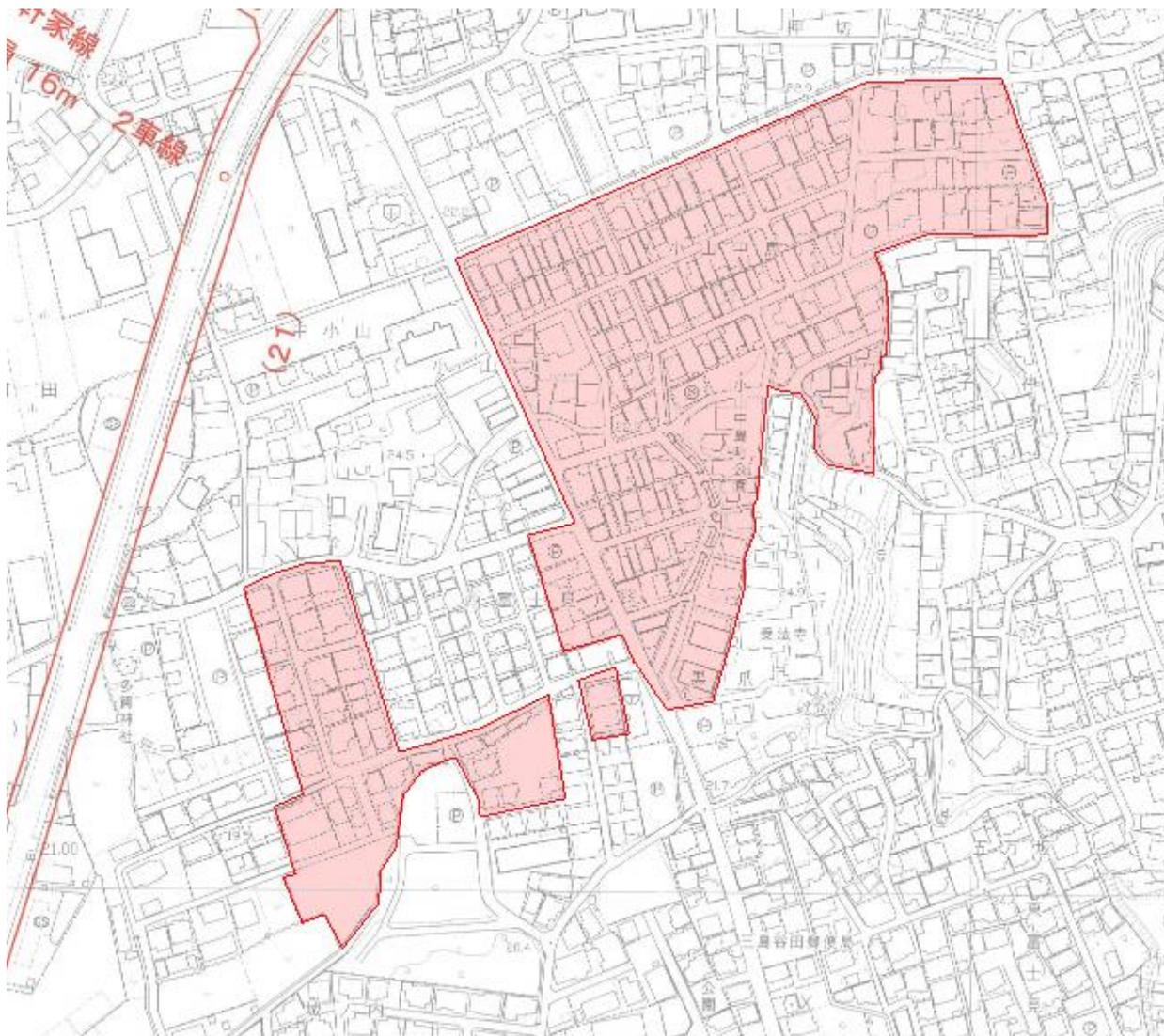
① 自然的特性

小山中島地区は、西側400mに一級河川大場川（県管理）が位置しており、標高20.5mから22.0m、東西約400m、南北約250mのおおむね平坦な土地となっている。

地区東側に標高40mを超える急傾斜地が一部存在している。

② 人口及び世帯数（令和6年5月31日現在） 出典：三島市役所市民課HP

人口	563人（男：269人／女：294人）
世帯数	253世帯
うち自治会加入世帯数	173世帯



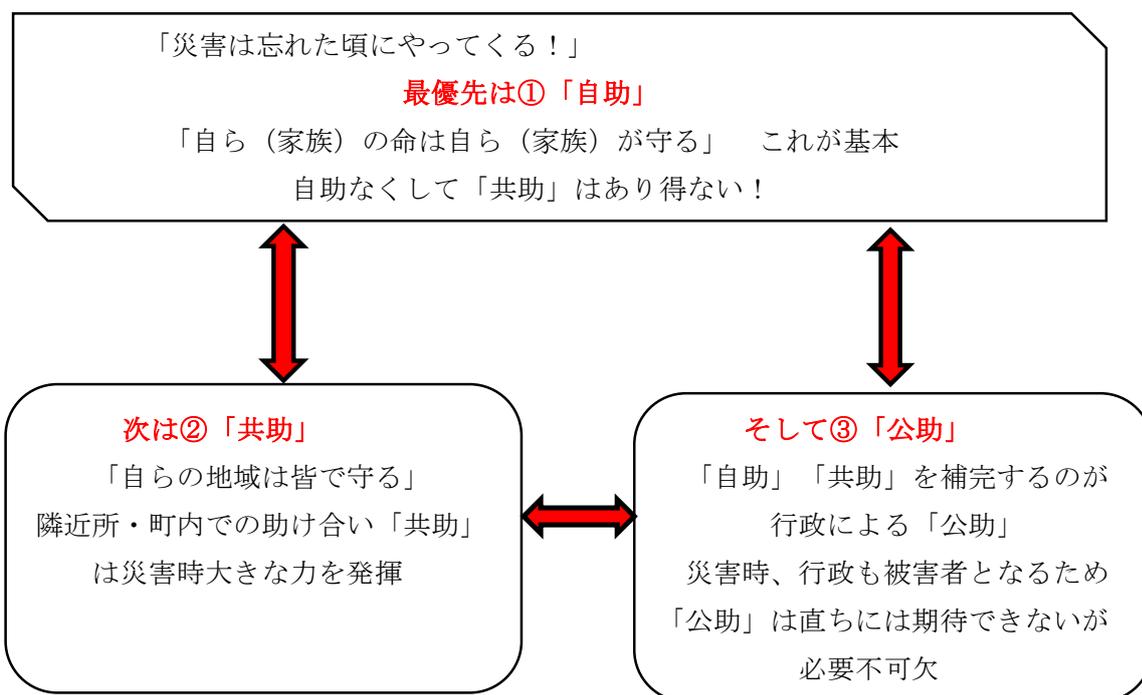
2 基本的な考え方

(1) 活動目的

災害から小山中島地区の**住民の生命、身体、財産を守り**、
被害を最小限に留めるよう努め、**住民の安心、安全の確保**に資すること

(2) 基本方針

日頃の備えと発災時及び発生のおそれのある場合の初期の取組み・活動を速やかに、
かつ、適切に行う。



「備えあれば憂いなし！」

(3) 当地区の想定される災害の規模

地震	最大震度	6弱から6強
	建物全壊率	1%以上～10%未満
	液状化	全域で想定あり
洪水、 内水氾濫	浸水想定深さ0.5m～3.0m	

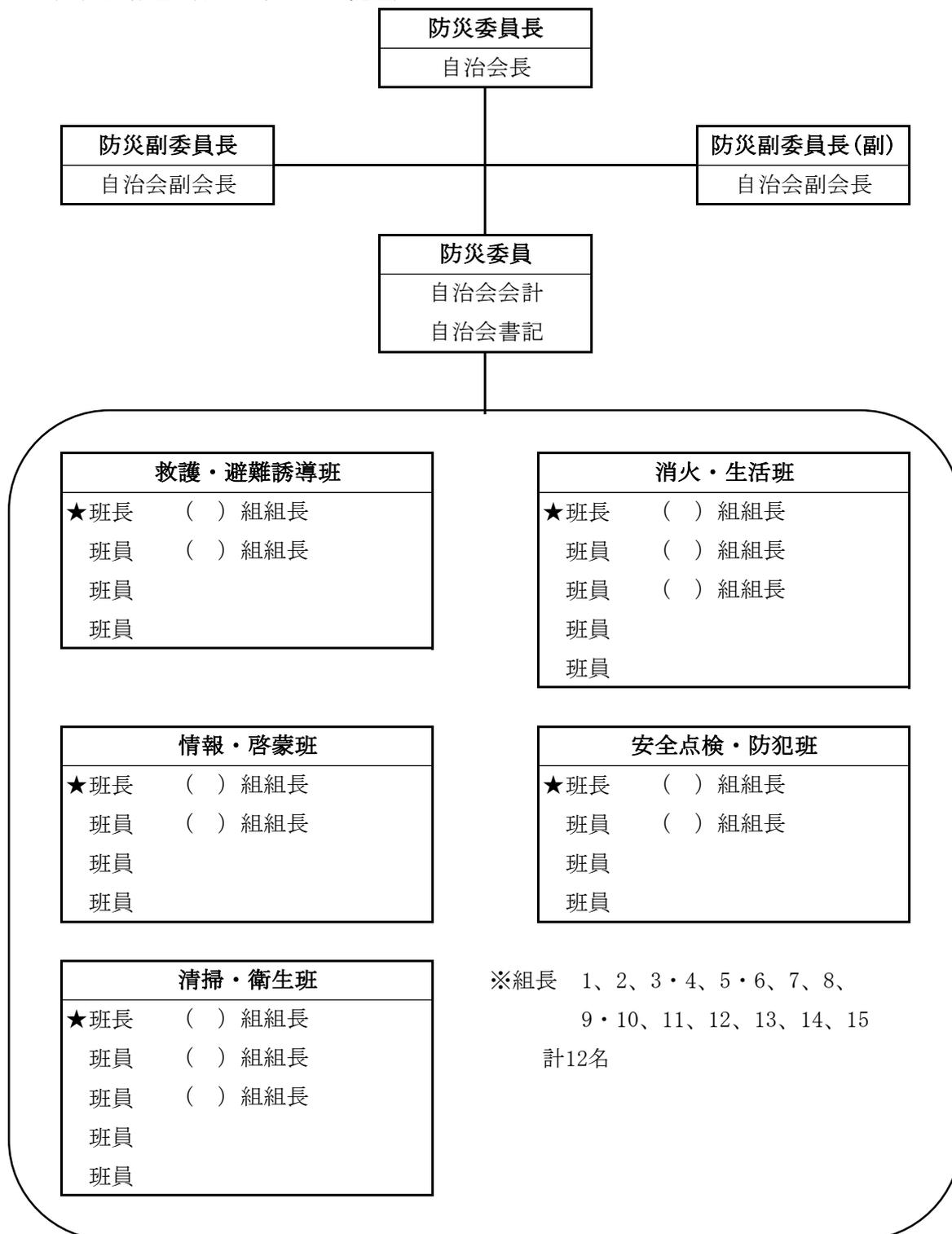
各災害の出典

- | | | | |
|--|--|---------------------------------|---|
| <ul style="list-style-type: none"> 最大震度 建物全壊率 液状化 | <ul style="list-style-type: none"> : 揺れやすさ防災マップ : 地域の危険度マップ : 液状化危険度マップ | } H25.6 静岡県公表
「第4次地震被害想定」による | |
| <ul style="list-style-type: none"> 洪水 内水氾濫 | <ul style="list-style-type: none"> : 洪水ハザードマップ（大場川） | | } 国土交通省・静岡県公表
想定し得る最大規模の降雨
（48時間総雨量844mm） |

3 小山中島自主防災組織

小山中島自治会内に「小山中島自主防災組織」を設置する。自主防災組織は、自治会と連携しつつ地区の防災に関して主導する役割を担うものとする。毎年、組織図を整理するものとする。

(1) 組織図（令和6年4月1日現在）



(2) 各班の役割

班名	平常時	災害時
防災委員長	①本組織を代表し、各班の活動の総括を行う	①自主防災活動の指揮を行う ②応急活動の指揮命令を行う
防災副委員長	①防災委員長の相談役、補佐役 ②防災上の知識・技能の向上を図る ③組織のリーダーとして活動に資する	①会長に事故あるときは、その職務を行う ②自主防災本部の設置及び避難所の立ち上げを行う
防災委員	①防災委員長の相談役、補佐役 ②自主防災地図、防災計画書の作成 ③避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の作成 ④防災訓練等の立案	①会長に事故あるときは、その職務を行う ②自主防災本部の設置及び避難所の立ち上げを行う ③避難行動要支援者名簿、世帯台帳、人材台帳の用意 ④避難生活計画書の作成
情報・啓蒙班	①地域内情報の収集・伝達 ②地域住民の防災に対する意識の啓蒙	①地域の被害状況の把握・伝達 ②指揮・命令等の伝達・周知 ③市災害対策本部からの情報伝達 ④デマ、情報の混乱の防止
消火・生活班	①消火器・可搬ポンプの使用の指導 ②消火訓練の実施 ③感震ブレーカー設置の周知 ④非常用持ち出し品の広報啓発	①出火場所の確認 ②消防活動人員の割振り、活動指示 ③炊き出し及び食料の調達 ④飲料水、生活必需品等の調達・配分 ⑤在宅避難者の支援
救護・避難誘導班	①救護用資機材の調達と整備 ②応急手当や衛生知識の普及 ③危険個所の安全点検 ④避難行動要支援者名簿の作成	①搬送人員の割振り ②軽症者の応急処置 ③重傷者。中等傷者の搬送
安全点検・防犯班	①地域内の巡回点検 ②地域内の危険物調査 ③防災倉庫の資機材点検	①避難する場合の処置として、各戸の電気・ガス等の消し忘れ防止の周知 ②地域内の安全確保・盗難等犯罪の防止
清掃・衛生班	①トイレ対策の啓発 ②ごみ処理対策の検討	①ゴミの収集・処分 ②し尿処理対策の実施 ③食中毒、伝染病等の予防

(3) 地震発生時の時系列での各班の行動(発災直後～復旧期)

班名	発災直後～数時間	発災当日～3日程度	3日～1週間程度	1週間以降
防災委員長 防災副委員長	○自主防災活動の指揮 ○災害対策本部の設置 ○災害対策本部の運営(会長の補佐・代理)			
防災委員	○会長の補佐、各班の総括 ○避難行動要支援者名簿の用意 ○世帯台帳・人材台帳の用意 ○災害対策本部の運営(会長の補佐・代理) ○三島市災害対策本部への被害報告 ○錦田小学校避難所運営委員会との連携			
情報・啓蒙班	○地域の被害状況の把握・伝達 ○錦田小学校避難運営委員会との連絡調整 ○三島市災害対策本部からの情報伝達 ○正確な情報提供によるデマ防止 ○隣接自主防災会との連絡調整・連携			
消火・生活班	○出火場所の確認 ○消火活動人員の割振り、初期消火活動指示(バケツリレー、可搬ポンプ等) ○消防署への連絡 ○炊き出し及び備蓄食料の調達 ○飲料水・生活必需品の調達・配分			
救護・ 避難誘導班	○要救出者の確認 ○救出人員の割振り、救出指示 ○避難誘導の指揮 ○安否確認情報の収集 ○安否不明者の取りまとめ・指示 ○在宅避難者の把握			
安全点検・ 防犯班		○ブレーカー遮断の実施、ガス等の消し忘れ防止 ○地域内の安全点検 ○盗難等犯罪の防止		
清掃・衛生班		○食中毒・伝染病の予防 ○し尿処理対策の実施 ○ごみの収集処分		

(4) 役員及び災害時に必要な施設等

災害時に指揮を執る役員や必要な施設は、次表のとおりです。

団体名		小山中島自治会	
小山中島自主防災組織	防災委員長	【毎年更新】	当該年度の自治会役員（自治会長）
	防災副委員長	【毎年更新】	当該年度の自治会役員（副会長） (2名)
	防災委員	【毎年更新】	当該年度の自治会役員（会計・書記）
	本部の位置	小山中島公民館（建物崩壊の場合は公園内テント）	
	防災倉庫位置	①公民館東側 No.1 ②公民館東側 No.2	
	防災倉庫の鍵保管者	2名：自治会長、自治会副会長（防災担当）	
	防災資機材	別紙「防災倉庫備品台帳」のとおり	
地震発生時	一次避難地	小山中島公園（市内震度5強以上で自主防災組織立ち上げ）	
	避難所	錦田小学校（市内震度5強以上で開設）	
	避難所の倉庫の鍵の保管者	谷田、小山、御門、東富士見、並木の各自治会（町内会）長及び錦田小学校長、現地配備員、三島市	
風水害時の避難場所		錦田小学校	【設置基準】 当地区に避難情報が発令されたとき 自主避難者があったとき
		小山中島公民館	
救護施設（近隣の施設に○印記入）	救護所(4)	錦田小学校 西小学校 中郷西中学校 順天堂大学	
	救護医院(15)	【旧市内地区】(6) 鈴木整形外科医院（泉町） 山口医院（栄町） 三島メディカルセンター(南本町) 辻林内科（加茂川町） 川崎内科医院（北田町） がくとう整形外科クリニック（南町） 【北上地区】(3) 芹沢病院（幸原） とくら山口病院（徳倉） 渡辺整形外科（萩） 【中郷地区】(6) 後藤医院（梅名） 三愛医院（中島） 高野内科循環器科（長伏） 川島胃腸科・外科（松本） 斉藤医院（大場） 三島共立病院（八反畑）	
	救護病院(3)	JCHO三島総合病院（谷田/災害拠点病院） 三島東海病院（川原ヶ谷） 三島中央病院（緑町）	
三島市災害対策本部		電話 055-983-2650 055-975-3111（市役所代表番号）	

※ 軽微な傷病者→避難者と協力して、応急手当の実施

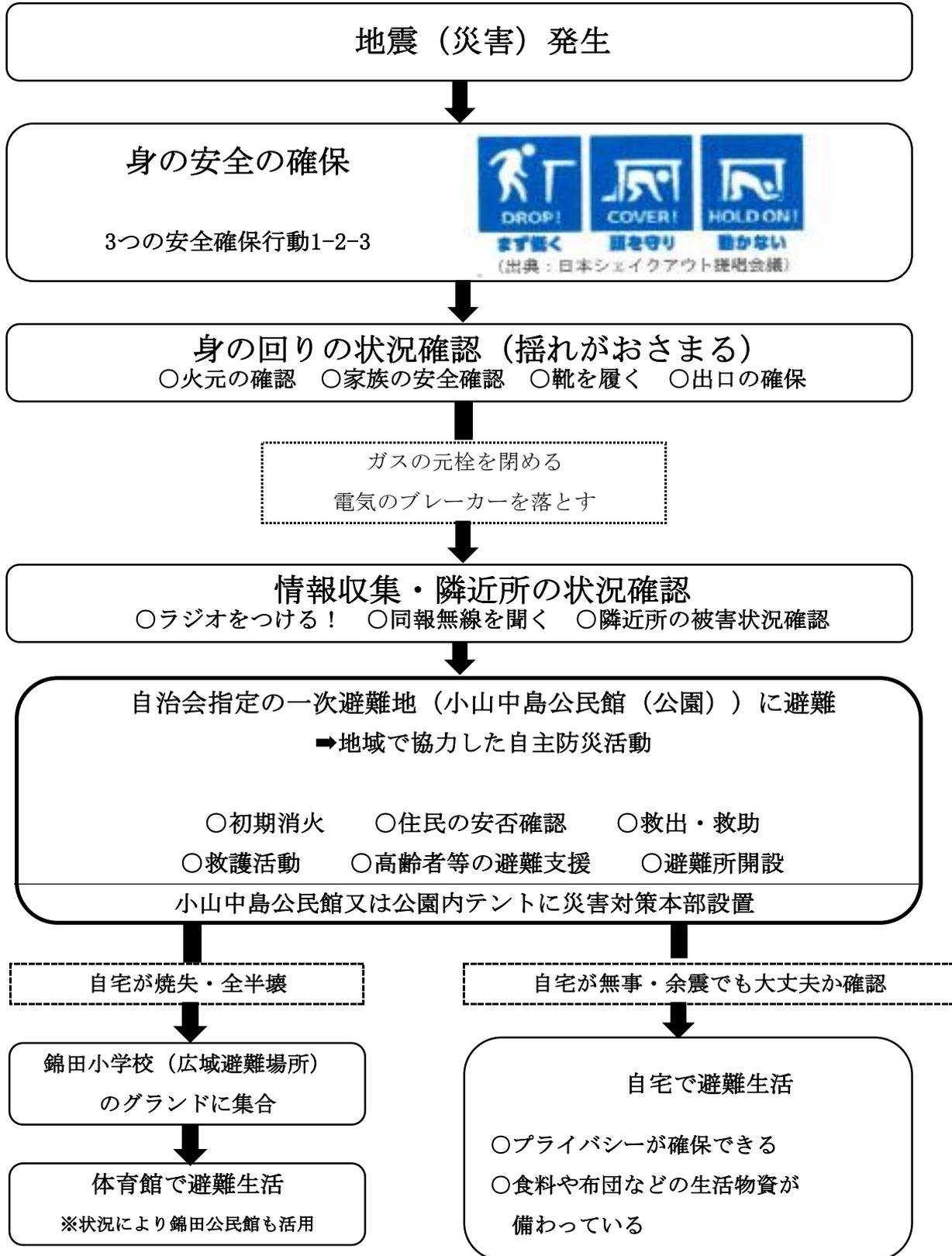
軽症患者 →救護医院又は救護所（錦田小学校）

中等症患者 →救護病院（三島東海病院）又は救護医院、救護所（錦田小学校）

4 災害発生時の市民行動計画

(1) 地震発生時の行動

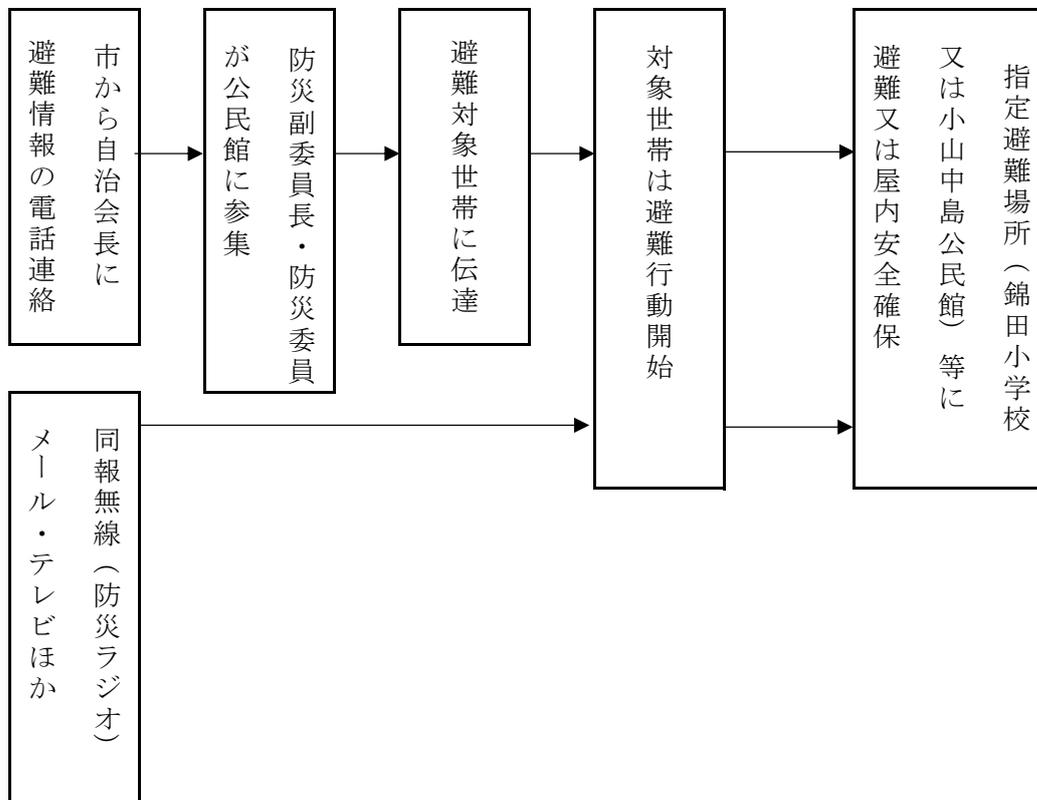
災害時には、各家庭では次のフロー図のとおり行動することとなります。



(2) 風水害時の行動

暴風雨時に三島市災害対策本部から避難情報が発令されたら、次のフロー図のとおり避難対象者に避難情報を伝達します。

ア 避難情報伝達の流れ



イ 避難対象地区【浸水想定50cm以上の区域（ハザードマップのとおり）】

ウ 避難行動の種類

区分	避難場所	説明
立ち退き避難 (水平避難)	小山中島公民館、錦田小学校、知人宅など	その場を立ち退き、近隣の少しでも安全な場所に一時的に非難すること
屋内安全確保 (垂直避難)	自宅などの居場所	自宅などの居場所や安全を確保できる場所に留まること
	自宅の二階、居住建物の高層階	切迫した状態において、外への避難が危険なため、屋内の二階以上に避難すること

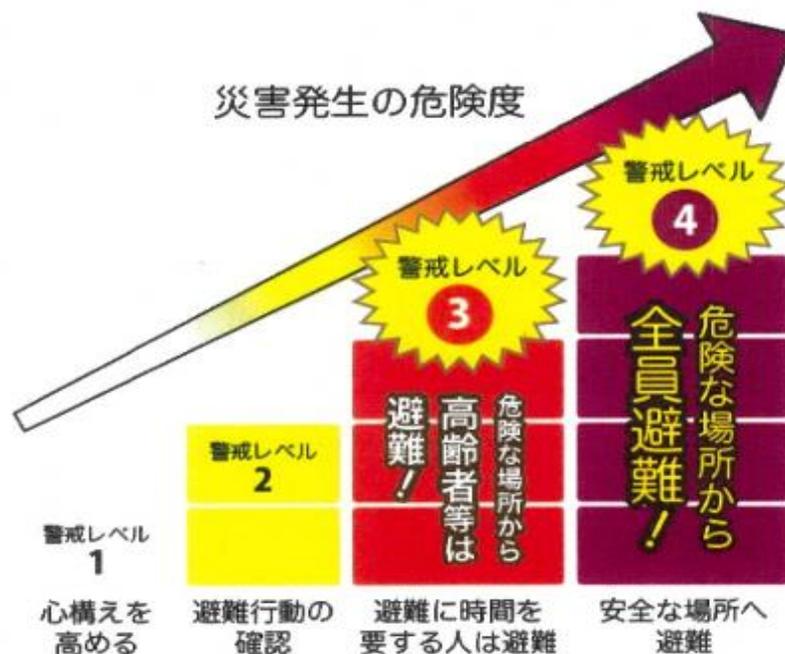


エ 避難情報と住民に求められる行動

避難情報	立ち退き避難が必要な住民に求められる行動	災害の切迫性
避難行動の確認 (自主避難) 警戒レベル 2	<ul style="list-style-type: none"> 市から避難指示等が発令されていない場合でも「自らの命は自ら守る」という心構えで身の危険を感じたら自主避難すること。 指定緊急避難場所に避難するときは市に連絡すること。 	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; width: 50px; height: 100px; margin: 0 auto; position: relative;"> 低 高 </div> </div>
高齢者等避難開始 警戒レベル 3	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者、障がい者等のよう配慮者は、立ち退き避難すること。 その他の住民は、立ち退き避難の準備をすること。 状況に応じて自発的に立ち退き避難する。特に土砂災害の場合は、指定緊急避難場所へ避難すること。 	
避難指示 警戒レベル 4	<ul style="list-style-type: none"> 立ち退き避難中の人は、確実に非難を完了する。 避難指示の対象地域で、まだ立ち退き避難していない人は、すみやかに避難を開始すること。 	

オ 各家庭及び自主防災組織で風水害当日に心がけるべきこと

災害情報・避難情報を取りに行くこと	<ul style="list-style-type: none"> 同報無線は聞こえない →市民メール・防災ラジオ・テレビ・市HP、SNS等で情報を取得 気象情報に注意する
早めの避難を心がけること	<ul style="list-style-type: none"> ピーク時には避難しない →道路が冠水し危険であるため、移動できない



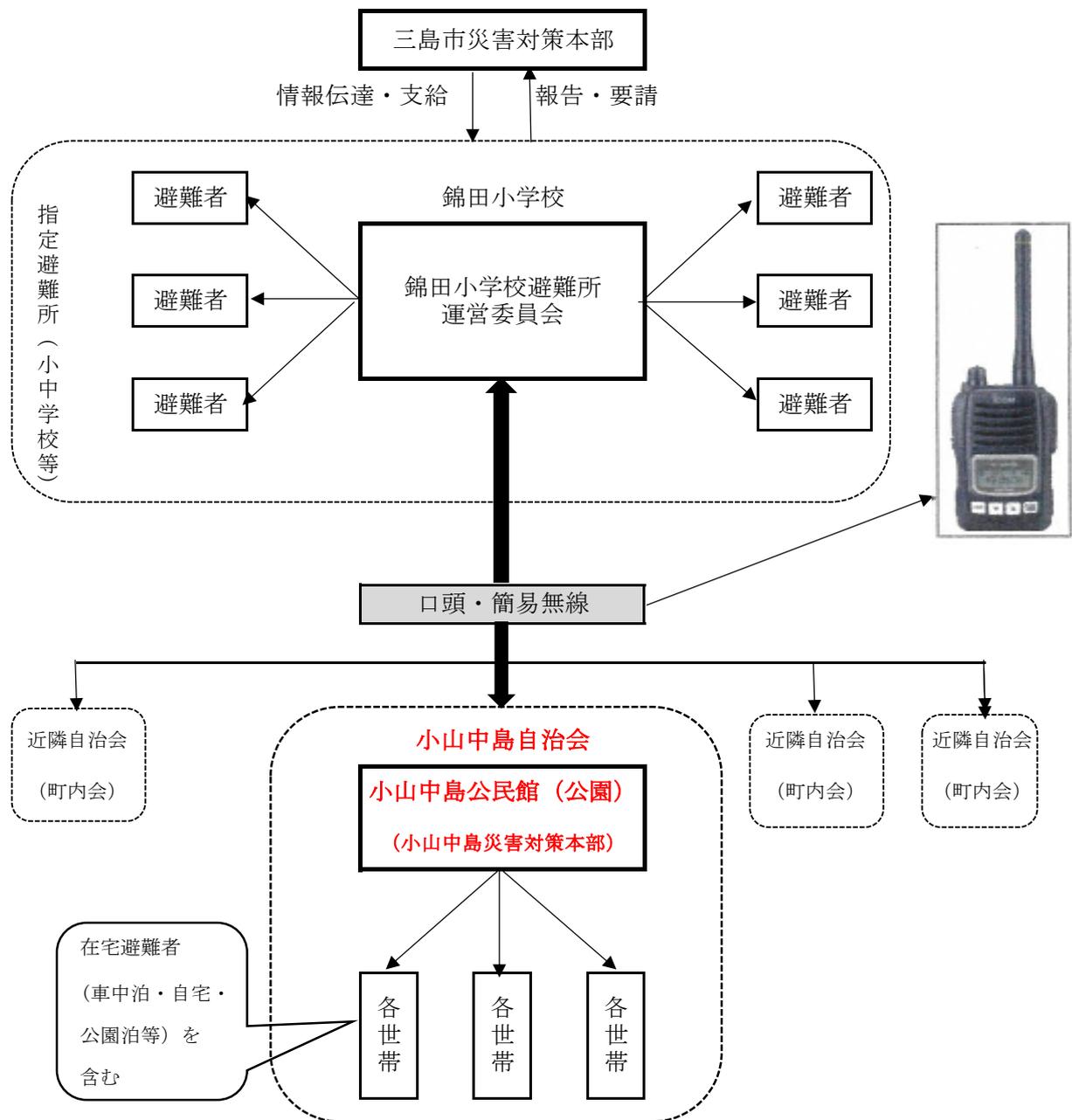
(3) 三島市災害対策本部との連携

ア 小山中島自治会からの派遣

避難所運営委員会の役員となっている担当者が錦田小学校に参集し、錦田小学校避難所運営委員会の業務に専念することとなります。

イ 連携の取組み

- ・ 三島市災害対策本部からの紙ベースでの情報や救援物資は、錦田小学校避難所運営委員会を起点とし、小山中島災害対策本部を経由して各世帯に伝達、支給されます。
- ・ 町内の在宅避難者の状況は、小山中島災害対策本部で把握し、錦田小学校避難所運営委員会を通じて三島市災害対策本部に報告し、支援を受けることとなります。



5 小山中島災害対策本部の設置

(1) 概要

ア 設置の基準

地震	<ul style="list-style-type: none">・市内の震度5強以上のとき（市内震度5弱以下であっても被災状況により設置）・南海トラフ地震臨時情報が発表され市長の指示があったとき
風水害	<ul style="list-style-type: none">・三島市災害対策本部から高齢者等避難、避難指示が発令されたとき・自主避難者があったとき

イ 場所・参集

場所	小山中島公民館（建物崩壊の場合は小山中島公園内テント）
参集要員	<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織に記載された班員は、小山中島災害対策本部（公民館又は公園）に参集するものとする。・設置基準に従い、集合連絡の有無にかかわらず、自らの安否、家族の安全を確認後、すみやかに小山中島災害対策本部に参集する。

ウ 災害対策本部長の役割

防災委員長	<ul style="list-style-type: none">・災害対策本部に常駐し、必要な指示・決定を行う。必要に応じて現場（人命にかかわる案件）の確認、指示、決定をする。・やむを得ず離席する場合は、必ず代理者を指名して、常駐させること。
防災副委員長	<ul style="list-style-type: none">・自治会長（防災委員長）の補佐をする。・自治会長不在の際は、代理として指示・決定を行う。

6 避難情報の種類

避難情報には3種類あります。それぞれの避難情報が発令されたときの状況やそのときどのように行動しなければならないかを確認し、災害時の適切な行動に努めましょう。

区分	発令時の状況	住民に求める行動
高齢者等避難 【警戒レベル3】	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者など、避難に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階 人的被害が発生するおそれがある状況 	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者など、避難に時間を要する者は、危険な場所から立退き避難 その他の者は、家族等との連絡、非常用持ち出し品の用意等の避難準備、又は状況に応じて自主避難

危険性大

避難指示 【警戒レベル4】	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員が避難しなければならない段階 人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 危険な場所から全員避難（立退き避難が基本だが状況に応じて屋内安全確保）
------------------	--	--

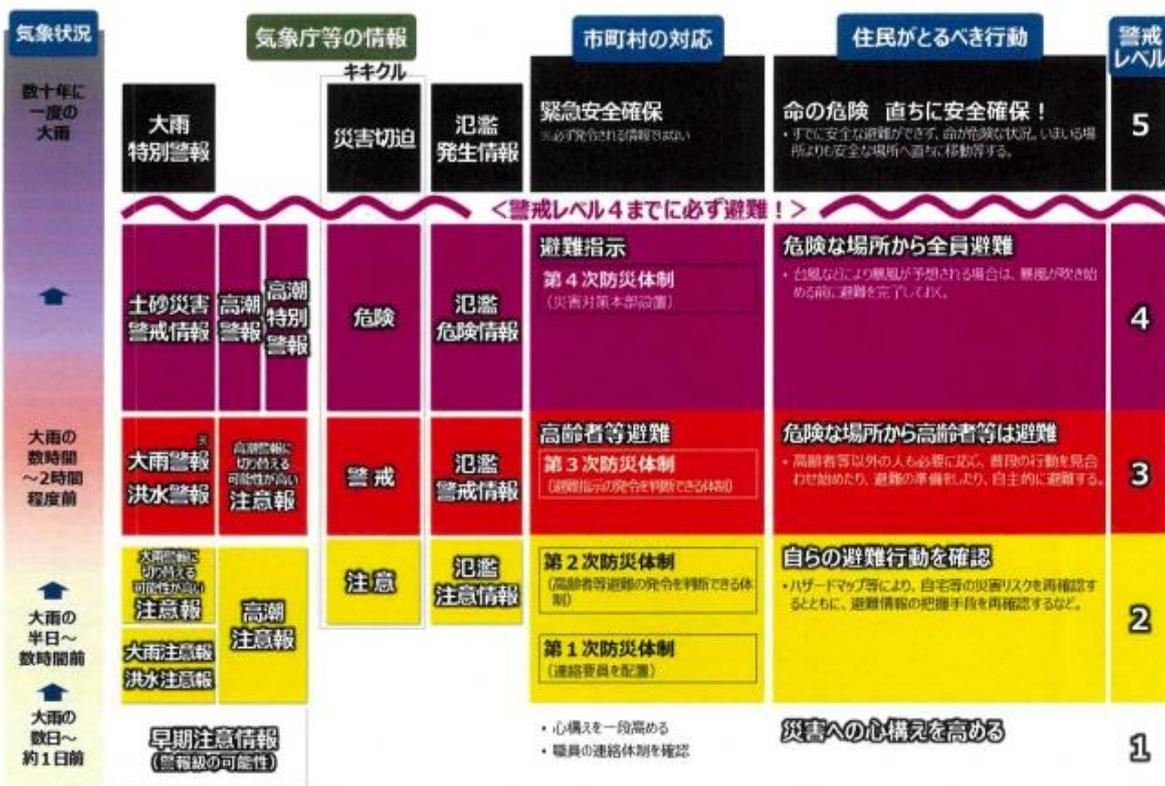
危険性大

ここまでに

必ず避難！

緊急安全確保 【警戒レベル5】	<ul style="list-style-type: none"> 災害が発生又は切迫している段階（警戒レベル4までに必ず避難する） <p>※必ず発令される情報ではない</p>	<ul style="list-style-type: none"> 命の危険 直ちに安全確保！ すでに安全な避難ができず、命が危険な状況。今いる場所よりも安全な場所へ直ちに移動等する
--------------------	--	---

段階的に発表される防災気象情報と対応する行動（気象庁ホームページより）



7 平常時の取組み

「自らの命はみずから守る（自助）」「自らの地域は自ら守る（共助）」ことについて実効性を確保するため、平常時に次のとおり防災訓練等を実施する。

(1) 平常時の市民行動計画の周知

災害時の行動フロー、役員名および災害時に必要な施設を記載した「災害時の市民行動計画」を全世帯に配布する。

4 災害発生時の行動

(1) 地震発生時の行動

災害時においては、各家庭では次のフロー図のとおり行動することとなります。

地震（災害）発生

身の安全の確保

3つの安全確保行動1-2-3

必ず下へ 隠れろ つかまわい
(出典：日本シェイクアウト実施会議)

身の回りの状況確認（揺れがおさまる）

○火元の確認 ○家族の安全確認 ○靴を履く ○出口の確認

ガスの元栓を閉める
電気のブレーカーを落とす

情報収集・隣近所の状況確認

○ラジオをつける！ ○同報無線を聞く ○隣近所の被害状況確認

自治会指定の一次避難地（小山中島公民館（公園））に避難

→地域で協力した自主防災活動

○初期消火 ○住民の安否確認 ○救出・救助
○救護活動 ○高齢者等の避難支援 ○避難所開設
小山中島公民館又は公園内テントに災害対策本部設置

(4) 役員及び災害時に必要な施設等
災害時に指揮を執る役員や必要な施設は、次表のとおりです。

団体名	小山中島自治会	
防災委員長	【毎年更新】	当該年度の自治会役員（自治会長）
防災副委員長	【毎年更新】	当該年度の自治会役員（副会長） （2名）
防災委員	【毎年更新】	当該年度の自治会役員（会計・書記）
本部の位置	小山中島公民館（公園内テント）	
防災倉庫位置	①公民館東側 No.1 ②公民館東側 No.2	
防災倉庫の建保管理者	自治会四役	
防災資機材	別紙「防災倉庫備品台帳」のとおり	
一次避難地	小山中島公園（市内震度5強以上で自主防災組織立ち上げ）	
避難所	錦田小学校（市内震度5強以上で開設）	
避難所の倉庫の建の保管理者	谷田、小山、御門、東宮土見、並木の各自治会（町内会）長及び錦田小学校長、現地配属員、三島市	
風水害時の避難場所	錦田小学校 小山中島公民館	【設置基準】 当地区に避難情報が発令されたとき 自主避難者があつたとき
救護所(4)	【錦田小学校】西小学校 中郷西中学校 順天堂大学	
救護施設（近隣の施設に○印記）	【旧市内地区】(6) 鈴木整形外科医院（赤町） 山口医院（赤町） 三島メディカルセンター（南木町） 辻林内科（加茂川町） 川崎内科医院（北田町） がくとう整形外科クリニック（南町）	
救護病院(15)	【北上地区】(3) 芹沢病院（幸原） とくら山口病院（徳倉） 渡辺整形外科（萩）	
	【中郷地区】(6) 後藤医院（梅名） 三愛医院（中島） 高野内科循環器科（長伏） 川島胃腸科・外科（松本） 斉藤医院（大場） 三島共立病院（八反畑）	
救護病院(3)	JCHO三島総合病院（谷田/災害拠点病院） 三島東海病院（川原ヶ谷） 三島中央病院（緑町）	
三島市災害対策本部	電話 055-983-2650 055-973-3111（市役所代表番号）	

※ 軽微な傷病者→避難者と協力して、応急手当の実施

(2) 世帯台帳の作成

災害時に迅速な安否確認が実施できるようにするため、個人情報保護に配慮しながら、世帯構成員、支援の要否、負傷の有無、防災活動の可否などを記載した緊急時世帯別安否確認名簿を作成する。

様式5

緊急時安否確認名簿

小山中島自治会 緊急時世帯別安否確認名簿

作成日（令和 年 月 日）

住所	小山中島 番地	組	緊急時連絡先
建物被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
出火防止措置	<input type="checkbox"/> 電気のブレーカー切断 <input type="checkbox"/> ガスの閉栓 <input type="checkbox"/> 未実施		
避難	<input type="checkbox"/> 避難所へ避難する <input type="checkbox"/> 自宅で生活する <input type="checkbox"/> その他（ ）		

	フリガナ	性別	年齢	支援	負傷	防災活動
世帯主				要・否	有・無	可・不可
1				要・否	有・無	可・不可

(3) 自治会内の有効な人材の活用

緊急時世帯別安否確認名簿（様式5）により把握した資格、特技などを持っている方について災害時活用人材として、迅速の協力を依頼できるよう備えておくものとする。

(4) 防災訓練等

5つのポイント

- ① 訓練は、参加が増えるよう楽しめるような要素を意識して企画すること
- ② 訓練は、災害種別（地震・風水害）や訓練の目的を明確にして企画すること
- ③ 訓練実施後には課題を話し合い改善につなげること
- ④ 自主防災計画を多くの自治会員が熟知するよう継続して周知すること
- ⑤ 小中高生に参加を促し、役割を与えて若い活力を引き出すこと

訓練の目的	実施内容
災害対策本部の設置	本部設置訓練、情報伝達訓練等
初期消火	消火器訓練、可搬ポンプ操作訓練、バケツリレー 消火器の定期点検
会員の安否確認	
救出・救助	防災資機材の定期点検
医療救護活動	AED操作訓練、身近のものを使った応急手当講習 通常の担架搬送訓練、毛布による担架搬送訓練
災害対策本部の設置	本部設置訓練、情報伝達訓練等
高齢者・障がいのある方等の避難支援	避難行動支援者等宅の確認、車椅子による避難訓練
生活支援	災害時のトイレ対策訓練、炊き出し訓練

(5) 各家庭に対する啓発

各家庭に対する啓発は、防災訓練等の中で次の事項について計画的に行う。

	テーマ	啓発のポイント
重点実施	住宅の耐震化	特に昭和56年以前建築の耐震化の促進
	家具類の固定化	家具の固定又利用の少ない部屋へ家具の移動
	飲料水や食料の7日分の備蓄	食料はローリングストックを活用、飲料水は1人1日3ℓを7日分備蓄
	災害用トイレの対策	各家庭で携帯用トイレ、簡易トイレ、ビニール袋、凝固剤等の備蓄
家庭内の対策	感震ブレーカーの設置の促進	電力の復旧に伴う通電火災に備える
	家庭用消火器の設置	台所近くに設置すること
	非常用持ち出し袋の備え	ライト、ラジオ、予備電池等
	寝室の備え	寝室の近くに履物、ライト、ラジオ、衣類、簡易テント等の用意
家族間	災害情報収集手段の確認	テレビ、ラジオ、市民メール、同報無線、SNS等、ハザードマップ
	家族間の連絡手段	災害伝言ダイヤル171の活用、家族の集合場所及び連絡方法
地震・風水害対策	地域の危険箇所等の把握	ハザードマップや三島市HPで危険な箇所を確認して、避難対象の地区はどこか確認
	避難場所や避難経路を確認	避難対象地区の避難場所や避難経路を確認し、避難経路で土砂災害が発生しないか、浸水して通れなくならないかを確認
	地域内での連絡方法の確認	市→自治会長→防災委員→避難対象世帯の連絡網の構築

(6) 防災資機材・備蓄食料

① 防災資機材

防災資機材の管理	防災倉庫備品台帳（様式3）により管理する
整備計画	防災倉庫備品台帳（様式3）に基づき、購入が必要な資機材の優先度を考慮し、自治会の予算とのバランスを保ちながら拡充に努める
今後の検討課題	<ul style="list-style-type: none"> ・自治会での食料・飲料水の備蓄がほとんどない ・備蓄は各家庭での自助努力に任せているが、ある程度の備蓄は必要と考える ・資機材の種類を充実させる ・可搬式手押しポンプについて利活用方針を定める

8 計画の見直し及び運用

(1) 基本方針

防災訓練、各種事業の終了時には、実施結果の反省を行い、改善点を当計画に反映するP D C Aサイクルを実践する。

(2) 毎年実施する事項

- ・年間スケジュールの作成
- ・防災倉庫備品台帳の更新
- ・防災訓練の企画
- ・避難行動要支援者名簿に基づく避難支援の仕組みづくり

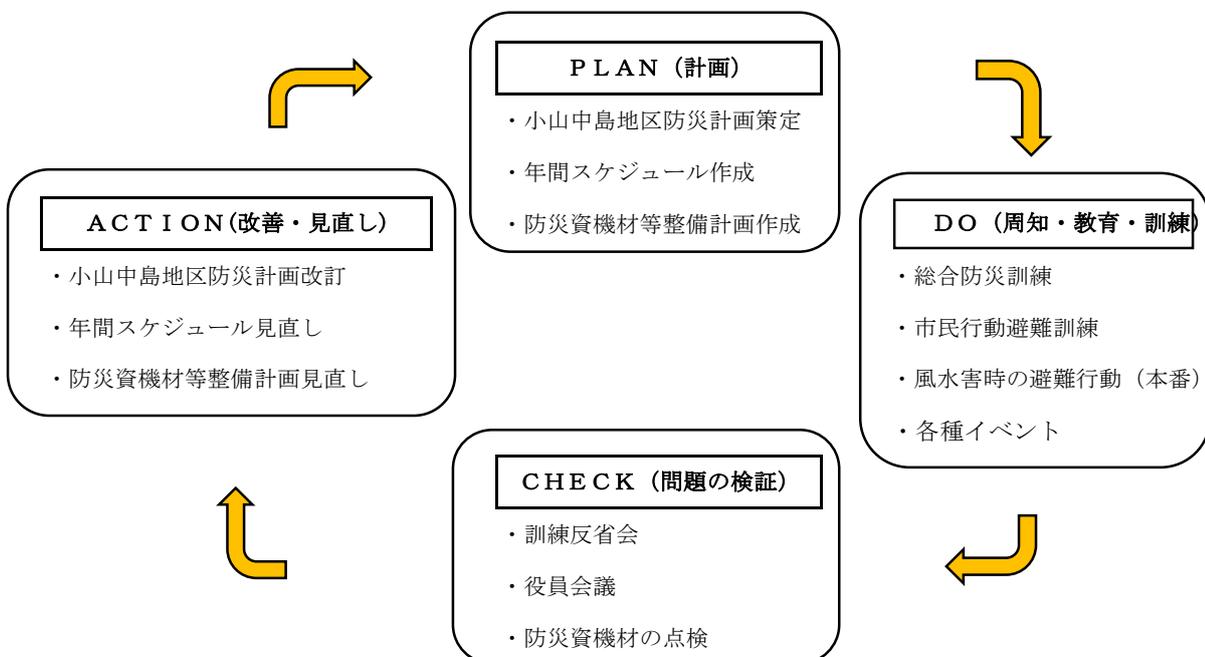
(3) 定期的に更新する事項

- ・資機材台帳、安否確認名簿

(4) 今後の重点取組み事項

- ・食料等の備蓄

【P D C Aサイクル】



防災倉庫備品台帳

令和6年4月1日現在

No.	資機材名	数量	単位
情報伝達用資機材			
1	防災ラジオ	2	台
2	拡声器	2	個
3	乾電池	多数	
障害物除去用資機材			
1	ジャッキ (大)	0	基
2	ハンマー (大)	0	本
3	掛 矢	1	〃
4	バール (大)	1	〃
5	梯 子	2	脚
6	二段梯子	1	〃
7	パイプレンチ	1	丁
8	ナ タ	1	〃
9	ペンチ	1	〃
10	スコップ	0	〃
11	土寄せスコップ	0	〃
12	じょれん	0	〃
13	ワイヤー	1	本
14	一輪車	1	台
消火用資機材			
1	可搬式ポンプ車	1	台
救護用資機材			
1	担 架	2	台
2	三角巾	135	枚
3	救急カバン (薬在中)	4	個
4	救急箱 (薬在中・薬なし)	4	〃

No.	資機材名	数量	単位
避難用資機材			
1	腕 章	0	枚
2	ヘルメット	28	個
3	ライト	11	個
4	手元提灯	3	〃
5	ロープ	1	本
6	ビニールシート	21	枚
避難生活用資機材			
1	投光器	2	基
2	発電機	1	〃
3	電気コード (ドラム)	1	〃
4	かまど	3	個
5	バケツ	10	〃
その他資機材等			
1	テント	3	張
2	袖付きテント	1	〃
3	灯油容器 (20ℓ)	1	缶
4	ガソリン携行缶	2	〃
5	混合油ガソリン缶	1	〃
6	土のう砂袋	27	袋
7	貯水槽蓋開け用ハンドル	2	丁
8	側溝蓋開け用工具	1	〃
9	消火栓ハンドル	2	〃

【注意事項】

1 発電機と可搬式ポンプ車 (共にエンジン搭載機) は、新鮮な燃料を使用することにより、確実にエンジンが始動できるよう保守を心がけること。 災害時等の緊急時以外燃料を給油し始動を試みないほうが望ましいが、やむを得ず『点検』や『使用方法の予習』等で給油 (エンジン始動) した際は、使用後の格納時に必ず燃料を抜くこと。

(燃料を抜く箇所 ⇒ 燃料タンク及びキャブレター内 ※多少の専門知識と工具が必要となる)

2 拡声器、ライト並びに投光器が使用可能か確認すること。

3 三角巾が使用できるか確認すること。

4 一般的なガソリン及び混合ガソリンは、おおむね1年程度で引火性がなくなり燃料としての性能を発揮できなくなるほか、エンジン本体を損傷させてしまう原因となる。防腐剤等が添加されている特殊な燃料以外を防災用として保有する場合を除き、購入日より1年以内の更新 (買い替え) をすることが望ましい。

緊急時世帯別安否確認名簿

小山中島自治会 緊急時世帯別安否確認名簿

作成日（令和 年 月 日）

住 所	小山中島 番地	組		緊急時連絡先	
建物被害	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> その他（ ）				
出火防止措置	<input type="checkbox"/> 電気のブレーカー切断 <input type="checkbox"/> ガスの閉栓 <input type="checkbox"/> 未実施				
避 難	<input type="checkbox"/> 避難所へ避難する <input type="checkbox"/> 自宅で生活する <input type="checkbox"/> その他（ ）				

	氏 名	性別	年齢	支援	負傷	防災活動
世帯主				要・否	有・無	可・不可
1				要・否	有・無	可・不可
2				要・否	有・無	可・不可
3				要・否	有・無	可・不可
4				要・否	有・無	可・不可
5				要・否	有・無	可・不可
6				要・否	有・無	可・不可
合計	要支援員	人	負傷者	人	防災活動可能	人
【備考欄】						

【資格・特技等】

氏名	資格・特技等
(記入例) 山田 太郎	元消防署員・現大型ドライバー（大型特殊） 重機オペレーター 建築士 救命救急士等

注1 災害が発生したときは、建物被害について、わかる範囲で記載指定ください。

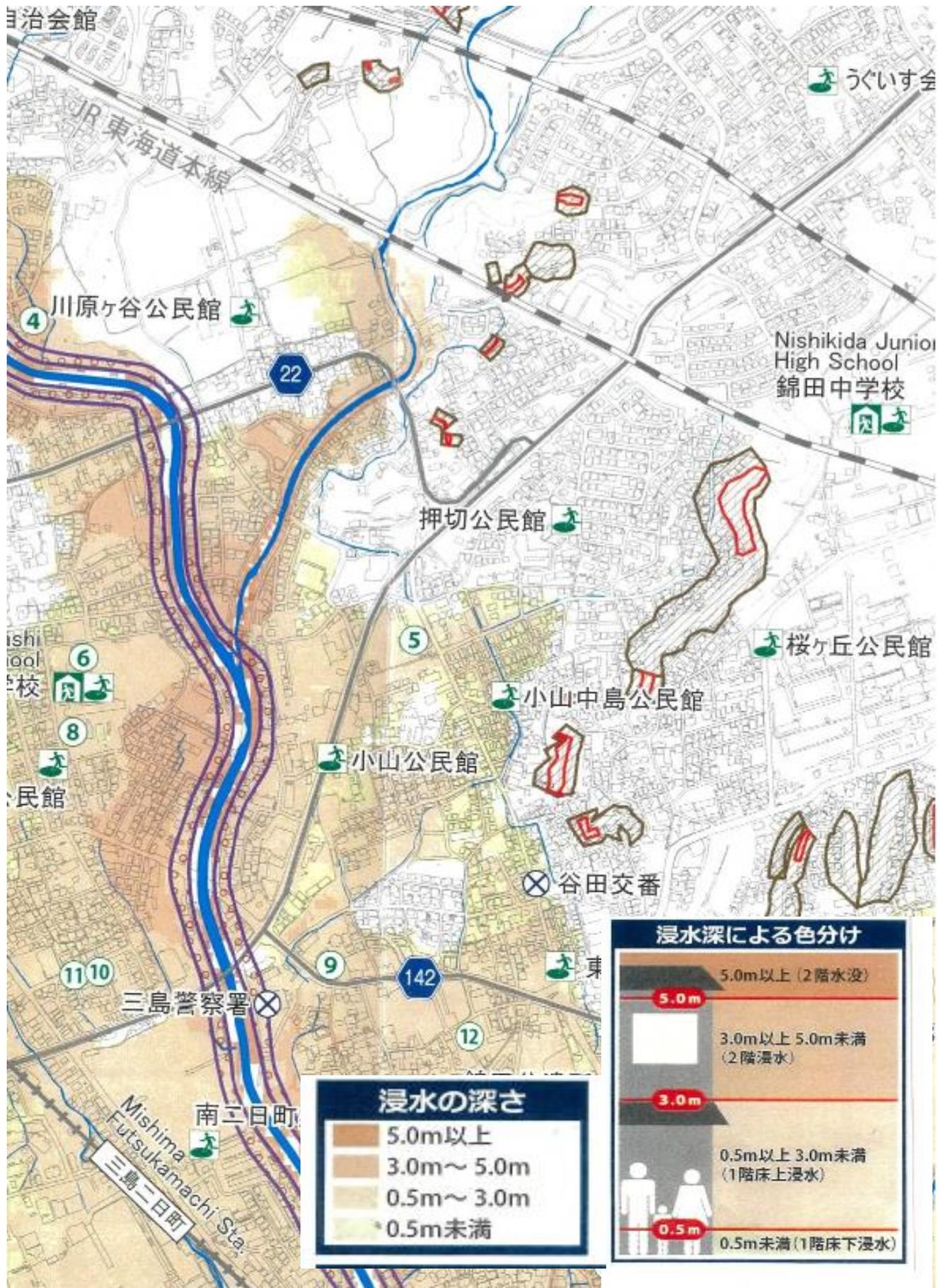
2 出火防止措置が実施されていないときは、可能な限り戻って措置を実施してください。

3 避難など支援が必要な方は「要」に○を付け、具体的な内容を【備考欄】に記載してください。

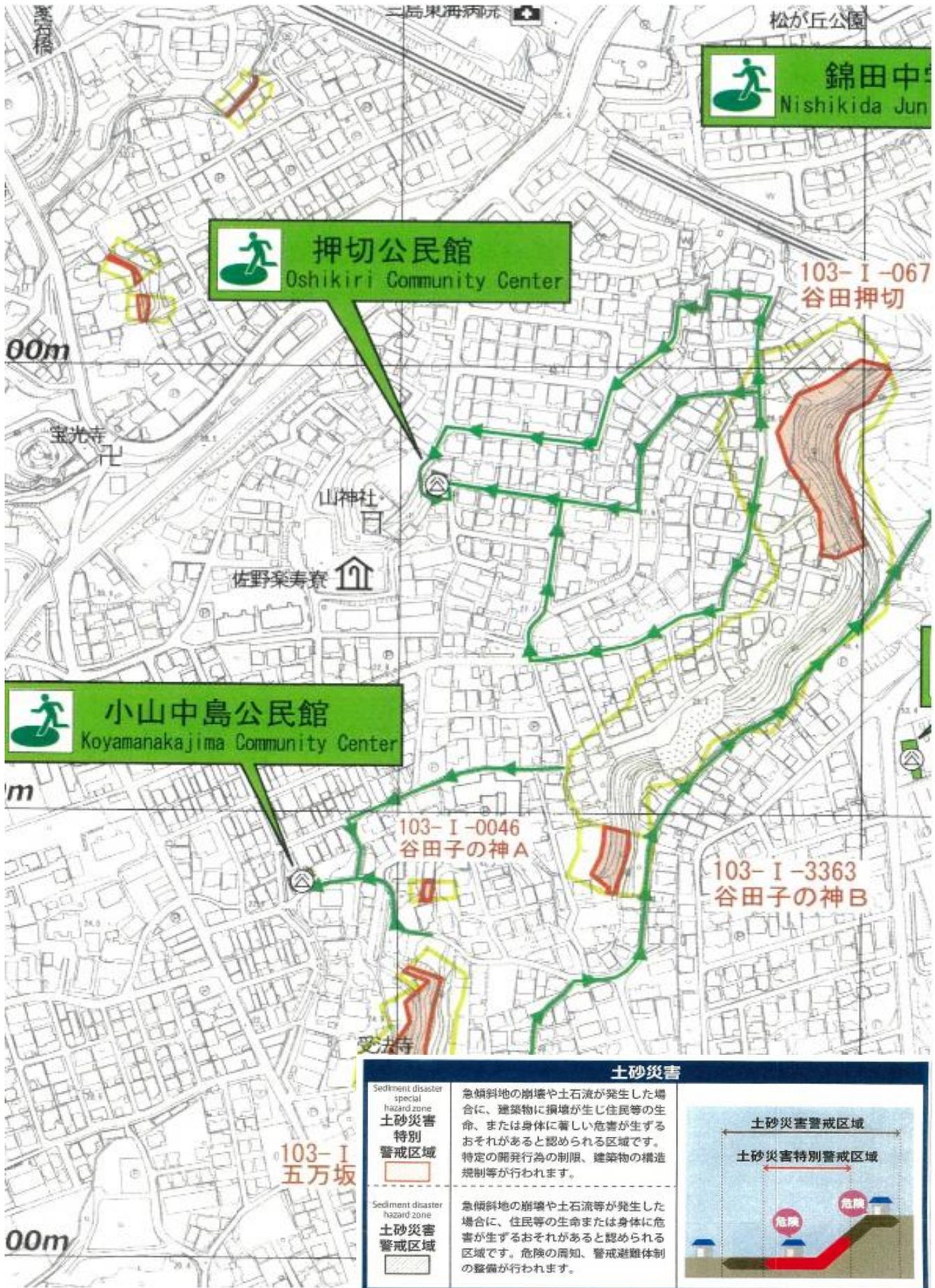
4 防災活動に協力していただける方は「可」に○を付けてご協力をお願いします。

5 資格や特技をお持ちの方がいらっしゃいましたら、【資格・特技等】に記載してください。

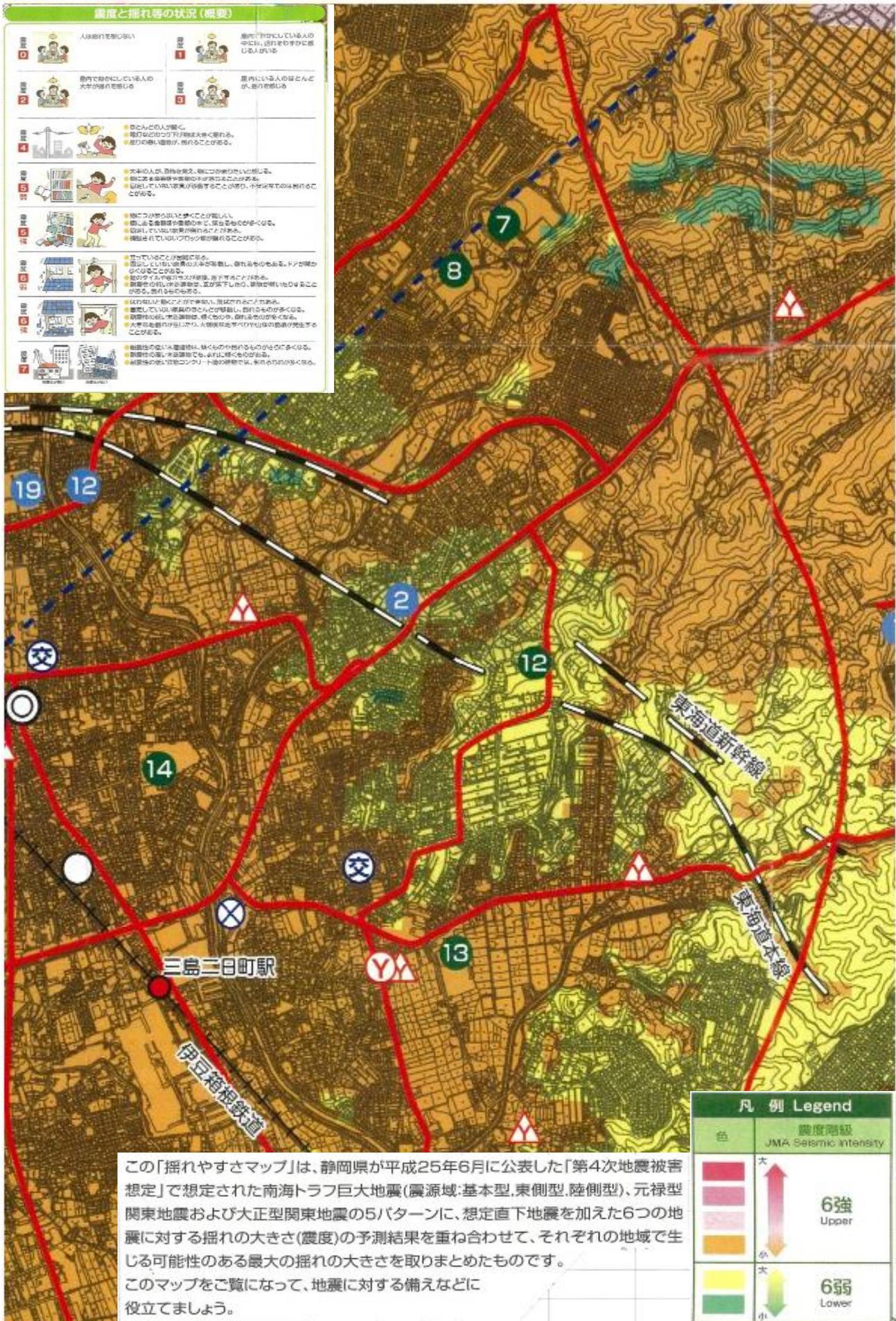
三島市洪水ハザードマップ (大場川)



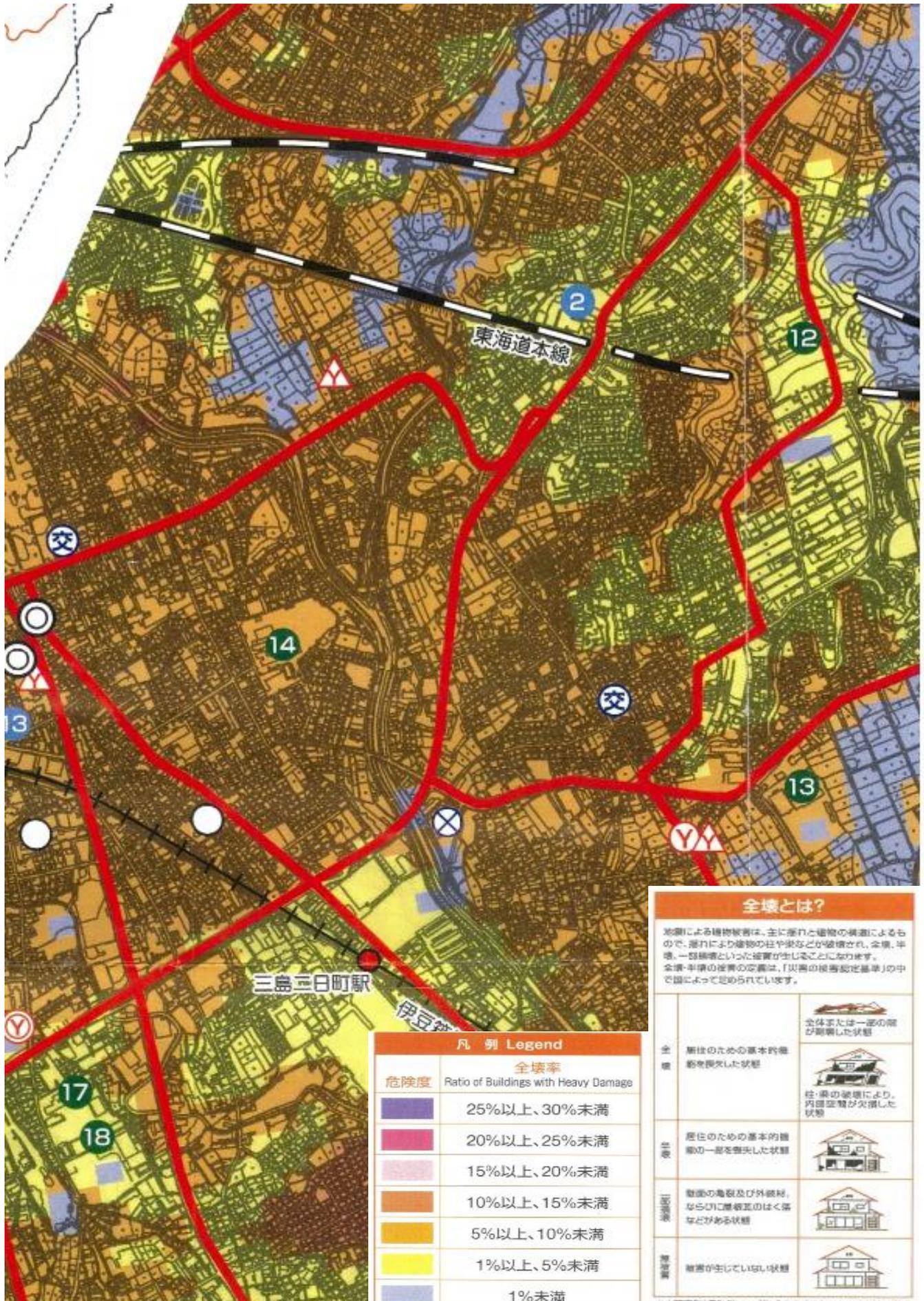
土砂災害ハザードマップ（谷田地区）



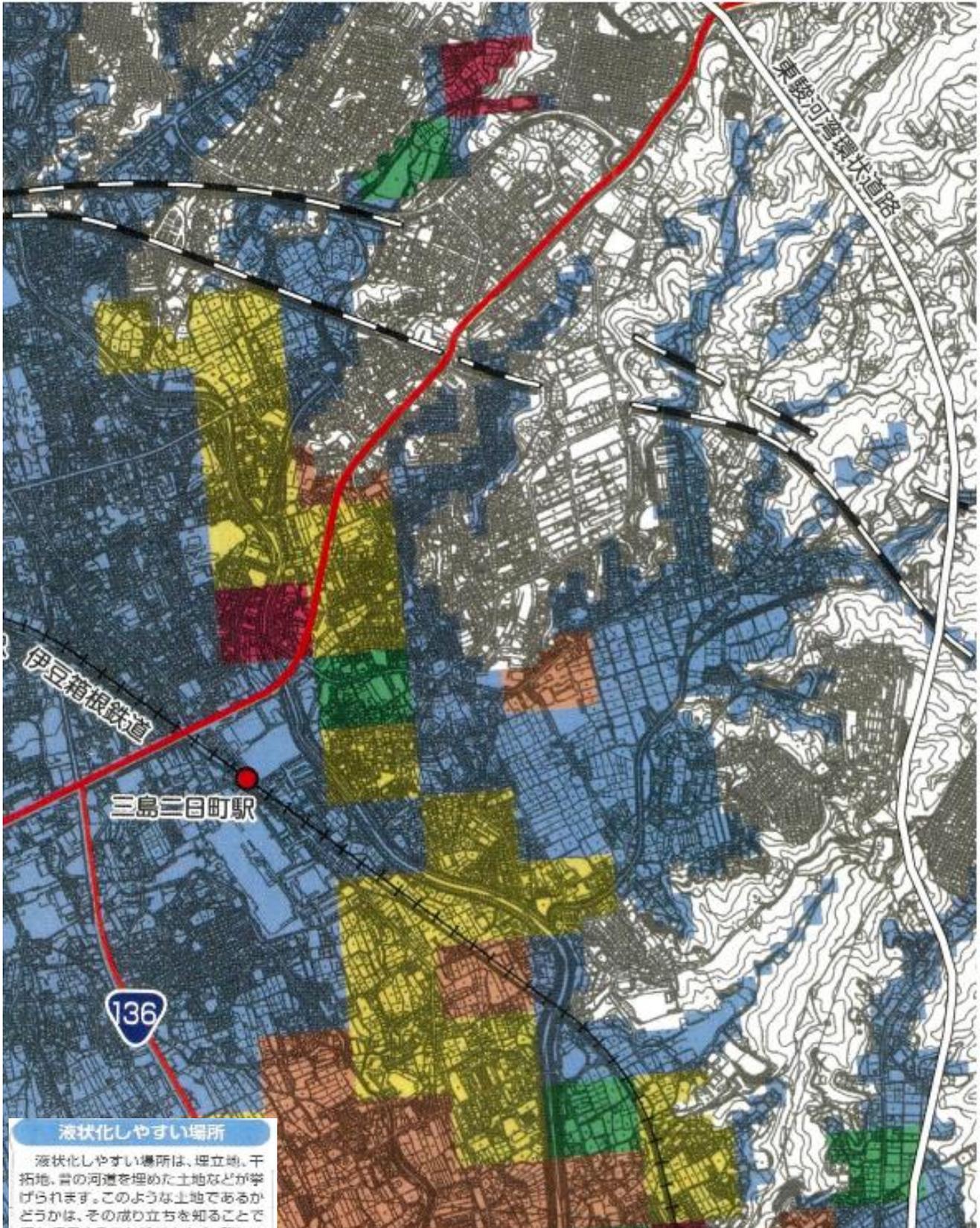
揺れやすさ・防災マップ



地域の危険度マップ（建物の全壊率）



液状化危険度マップ



液状化しやすい場所

液状化しやすい場所は、埋立地、干拓地、昔の河道を埋めた土地などが挙げられます。このような土地であるかどうかは、その成り立ちを知ることによって概ね把握することができます。詳しいことは専門家に相談して下さい。



液状化危険度マップについて

この「液状化危険度マップ」は、地震発生時に「液状化現象」が予想される地域について、現象が発生する可能性を色分けして表示したもので、静岡県が公表した「第4次地震被害想定」で想定された結果と地形地質資料を参考に、作成しました。

凡例 Legend

液状化危険度 Risk of Liquefaction Risk

危険度 Risk Level	説明 Description
35以上	非常に激しい液状化、大規模な陥没と構造物の被害
20-35	激しい液状化、陥没が多く、重要施設の建物が傾く場合あり
10-20	液状化は中程度、構造物によっては影響の出る可能性がある
5-10	液状化の程度は小さい、構造物への影響はほとんどない
0-5	液状化はほとんどなし、被害なし
	岩盤等の地盤で液状化の発生がないと予想される区域

警戒レベルととるべき行動

【警戒レベル3】や【警戒レベル4】では、
地域の皆さんで声をかけあって、安全・確実に避難しましょう

警戒レベル	みなさんにとるべき行動	避難情報等	防災気象情報
警戒レベル5	【命を守る最善の行動】 既に災害が発生している状況です。	災害発生情報 <small>(市が発令)</small>	警戒レベル5 相当情報 氾濫発生情報 大雨特別警報 等
警戒レベル4	【全員避難】 速やかに避難をしましょう。 公的な避難場所までの移動が危険と思われる場合はより安全な場所へ避難をしましょう。	避難指示(緊急) 避難勧告 <small>(市が発令)</small>	警戒レベル4 相当情報 氾濫危険情報 土砂災害警戒情報 等
警戒レベル3	【高齢者等は避難】 避難に時間を要する人(高齢の方、障害のある方、乳幼児等)とその支援者は避難をしましょう。 その他の人は、避難の準備を整えましょう。	避難準備・高齢者等避難開始 <small>(市が発令)</small>	警戒レベル3 相当情報 氾濫警戒情報 洪水警報 等
警戒レベル2	【避難行動の確認】 避難に備え、ハザードマップ等により、自らの避難行動を確認しましょう。	大雨注意報 洪水注意報 <small>(気象庁が発表)</small>	氾濫注意情報
警戒レベル1	災害への心構えを高める。	早期注意情報 <small>(気象庁が発表)</small>	

災害時の連絡手段

災害用伝言ダイヤル「171」/ web「171」

NTTでは、災害の発生により被災地への通信が増加し、つながりにくい状況の際に、電話やインターネットを利用して被災地の方の安否確認を行う伝言板を提供します。

伝言の登録方法

171にダイヤル

「1」をダイヤル

(市外局番)+電話番号

伝言を録音

web171にアクセス

電話番号を入力

登録ボタン

名前/安否/伝言を登録

伝言の確認方法

171にダイヤル

「2」をダイヤル

(市外局番)+電話番号

伝言の再生

web171にアクセス

電話番号を入力

確認ボタン

伝言内容の確認

伝言ダイヤル・伝言板 体験利用提供日

毎月1日・15日/1月1日～3日

8月30日9:00～9月5日17:00(防災週間)

1月15日9:00～1月21日17:00

(防災とボランティア週間)

災害用伝言板

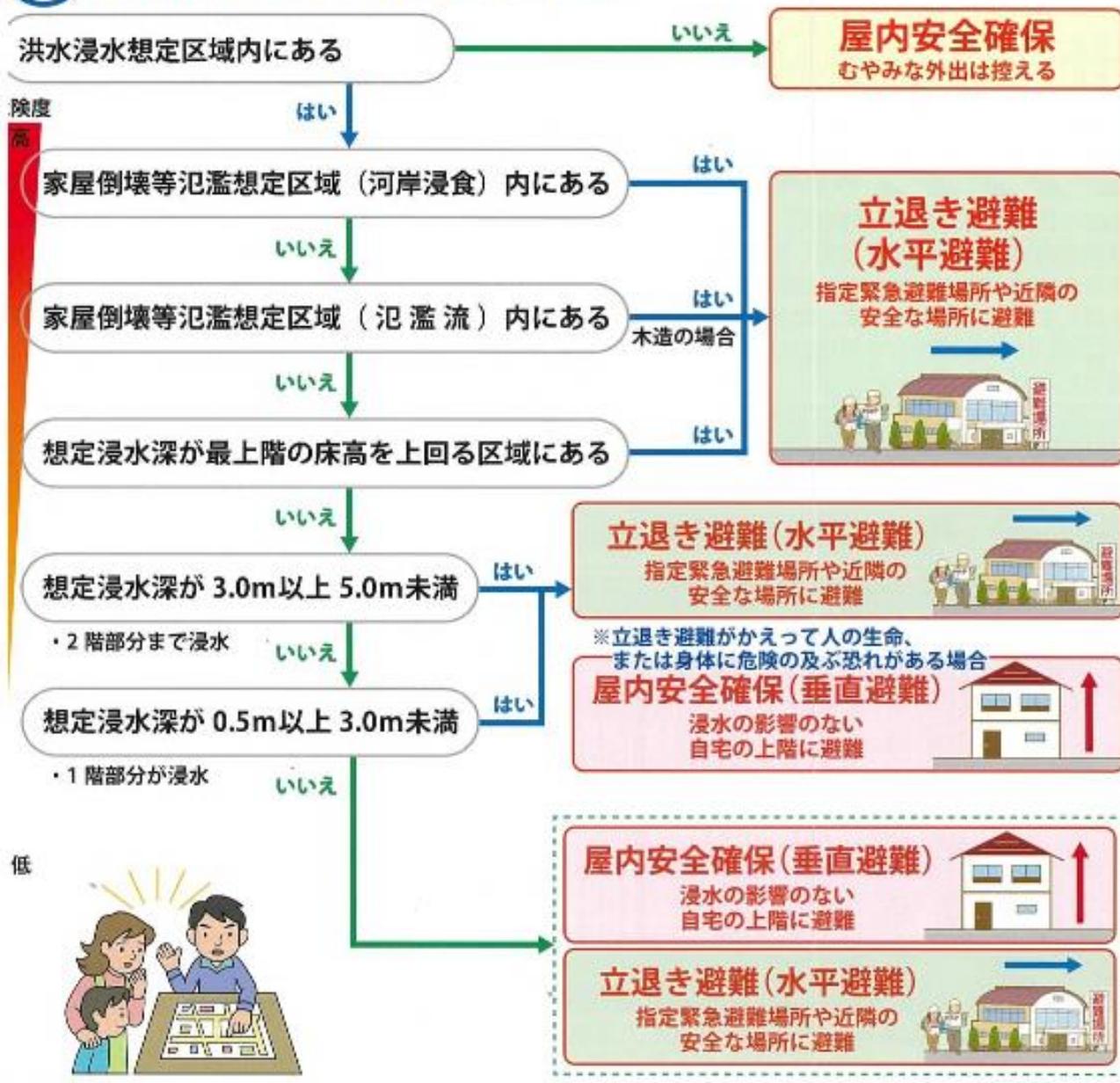
災害時に各携帯電話会社が「災害用伝言板」を緊急開設します。携帯電話やスマートフォンから安否情報の登録や確認をすることができます。



公衆電話

災害時、通常回線は繋がりにくいですが、公衆電話は比較的繋がりがやすいといわれています。

状況に応じた避難行動



過去の水害「狩野川台風」

昭和33年9月21日グアム島近海に発生した台風22号は、その後発達しながら北上し、中心気圧877hPa、中心付近の最大風速75m/sに及び戦後最大級の大型台風となりました。

その後も強い勢力を保ったまま伊豆半島南部付近を通過し、秋雨前線を刺激して猛烈な雨を降らせました。伊豆地域の降水量は、およそ15時間余りで700mm以上となり、この日の天城山は、「1年分の雨が1日にして降った」、バケツをひっくりかえしたような豪雨となったのです。

狩野川流域では多数の土砂崩れが発生し、土石流などとなって上流域に多大な被害をもたらしたほか、中下流域では、いたるところで堤防が決壊し、河川の氾濫によって田方平野は大災害を被りました。また、夜間であったことから人的被害は大きく、狩野川流域だけで一夜にして死者・行方不明者853人、堤防の決壊24カ所、被害家屋6,775戸の大災害となりました。

昭和33年9月26日 湯ヶ島測候所 降雨量

